

2. 伯耆町区長協議会規約の一部改正について

伯耆町区長協議会規約の一部を次のように改正します。

(1)改正の理由

これまで各集落へ交付する自治活動交付金の一部を会費としていただいていたが、近年の活動実績を鑑み、会費の比率を改正するものです。

(2)改正の内容

会費の比率を1%から0.5%に改正します。(下表の下線部分)

改正後	改正前
(会費) 第7条 協議会に属する自治会は、会費として伯耆町地域自治活動交付金の <u>0.5%</u> を、毎年納入しなければならない。ただし、1円未満が発生する場合は切り捨てとする。	(会費) 第7条 協議会に属する自治会は、会費として伯耆町地域自治活動交付金の <u>1%</u> を、毎年納入しなければならない。ただし、1円未満を切り捨てとする。

(3)附 則

この規約は、令和3年4月15日から施行します。